

令和8年4月13日

## 一般廃棄物処理業者に対して行政処分を行いました

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を取消しましたので、以下のとおりお知らせします。

### 1 被処分者

所在地 長野県長野市青木島町大塚514-4  
事業者名 株式会社 大東商事 代表取締役 王 偉東  
許可の内容 一般廃棄物収集運搬業許可（許可番号 第10261号）  
令和6年4月1日許可

### 2 行政処分の内容

一般廃棄物収集運搬業の許可取消し

### 3 処分年月日

令和8年4月13日

### 4 処分の理由

被処分者の役員は、令和6年6月13日に富山簡易裁判所において刑法の罪により罰金刑が確定した。このことは、一般廃棄物処理業の許可の取消しを定めた法第7条の4第1項第4号で規定する同法第7条第5項第4号二（欠格要件）に該当するため。

環境部廃棄物対策課

（課長）今田 覚（担当）杉谷 明史

TEL：026-224-7320

FAX：026-224-5108

E-mail：haitai@city.nagano.lg.jp